

分野別委員会に附置される分科会等のあり方の見直しについて

令和 5 年 7 月
幹事会

日本学術会議（以下、「本会議」）は、日本学術会議法第二条に定められた「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」という目的のもとで多様な活動を行うことを使命としている。その使命を達成するために本会議は、法に基づき設置される総会、人文科学・生命科学・理学及び工学にかかる三つの部、幹事会に加えて、みずから定めた会則により常置の機能別委員会と分野別委員会、臨時の課題別委員会等を設置して、諸活動を展開している。分科会等（小分科会、小委員会を含む）は、本会議の目的を実行するための活動を、学問的な専門性等に裏付けられた体制で適切に展開するために、必要に応じて委員会のもとに臨時的に設置されるものであり、その設置や委員の構成の仕方は、本会議の取り組むべき課題を検討する中で不断に見直されるべきものである。

分科会等の役割とそのあり方については、すでに「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」において検討したところであるが、第 25 期の期末にあたり改めてこの文書で決定した内容を確認し、第 26 期における分科会等の設置がその本旨に即して円滑に行われるようにするための提案を行う。

●「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議第 182 回総会）

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

【具体的な取組】

(1) 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革

① 課題設定から意思決定までのプロセスの改革

また、第 26 期には新たな枠組みで審議ができるようにするために、現在の分科会設置のあり方の見直しを行い、常設的に設けるべき分科会（例えば国際学術団体対応分科会等）、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などの整理を行うとともに、課題適切的な合同分科会の設置を目指します【第 25 期中に次期の分科会設置方針を確定】。

●「科学的助言機能・「提言」等の在り方の見直しについて（案）」（令和 3 年 12 月日本学術会議第 183 回総会資料）

2. 分科会等の設置及び活動の見直し

(1) すでに今期の活動が始まっていることから、直ちに抜本的是正を図ることは困難であるが、予算、人員などの条件も勘案しつつ、今期（第 25 期）中に可能なところから改善に着手（未活動の分科会の廃止や、関連する分科会の統合等）するとともに、次期（第 26 期）に向けて設置される分科会等の設置基準、適正数、適正規模（委員数）等の検討を進める。

(2) 緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置の手続き、あり方（期をまたいだ分科会活動を含む）等についても検討する。

(3) 「提言」等の策定に特化しない分科会活動のあり方についても検討する。

→ 日本学術会議法に定められた任務等に関わる諸活動の推進にも注力する必要がある。

・「科学を反映浸透させる活動」：公開シンポジウム、サイエンス・カフェ etc.

・「科学に関する研究の連絡」：学協会等との対話活動、国際学術団体への関与等

(4) 小委員会のあり方についても、早急に検討する。

1. 分科会等の見直しの前提

上記のとおり、分科会等のあり方の見直しは総会で決定した「より良い役割発揮に向けて」で提起されており、今期から来期にかけて取り組むべき必須の課題である。その際、現在、本会議の置かれた状況、本会議が現時点で取り組むことを要請される諸課題、法および会則等に定められた分科会等の位置づけ、会員・連携会員の役割などを考慮した適切な見直しを進める必要がある。

＜これまでの議論や科学的助言等対応委員会で挙げられた主な課題＞

- ・分科会等の数が多く、その一方で活動実態のない分科会等もある。
- ・分科会等の設置に際して、審議のテーマ（分野横断的、中長期的課題等）に応じた委員構成の多様性、委員数の適正範囲などを考慮する必要がある。
- ・個別分野の学協会で代替できない、日本学術会議だからこそ実現できる審議に相応しい体制である必要があるのではないか。
- ・分野別委員会委員長による分科会等のガバナンスを強化するとともに、分科会等の委員長が責任持って運営する体制が必要ではないか。
- ・同一の者が長期にわたって分科会等の委員長を務めるのは検討が必要ではないか。
- ・分科会等の委員数が多い場合、成熟した議論が行われていないのではないか。
- ・時宜に応じた対応が可能となるよう、緊急時や新規課題に対応できるような分科会設置の手続き、あり方について検討が必要ではないか。

2. 分科会等の課題に対する今後の対応方針について

分科会等のあり方について

- 原則として分科会等は期ごとに設置する。（加盟国際学術団体に対応するための分科会等については、「第26期における継続的な活動を実施するための加盟国際学術団体に対応する分科会・小委員会の設置について」（令和5年7月13日日本学術会議第347回幹事会決定）に則る。）
- 分科会等の設置の申請において、分野別委員会委員長や関係する部による審査・承認を経ることを徹底する。

委員長の属性について

- 「委員会及び分科会の委員長は会員のみ」に、「小分科会及び小委員会の委員長は会員または連携会員（一般）のみ」に限定することを原則とする。
- 複数の期にわたって設置される同一名称または類似の分科会等の委員長は、2期を超えて同一の者が務めることはできないこととする。

1分科会等あたりの委員数について

- 1分科会等あたりの委員数に上限を設ける。

分科会等活動についての会員・連携会員へのアナウンス

○会員・連携会員の分科会等への参画と連携促進のため、周知方法・時期・期間（設置前と設置後）についてどのように対応するかについて幹事会において今後検討する。

今後のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 7月16日 | 第188回総会において議論 |
| 7月18日以降 | 第25期における分科会等の活動状況調査の実施（締切：8月中旬） |
| 7月下旬 | 総会での議論を踏まえて、幹事会において方針の決定 |
| 8月 | 委員長の属性、委員数の上限等について必要な規則改正の検討及び決定 |
| 8～9月 | 第25期における分科会等の活動状況調査の結果を踏まえて各分野別委員会の分科会等設置方針の確認 |

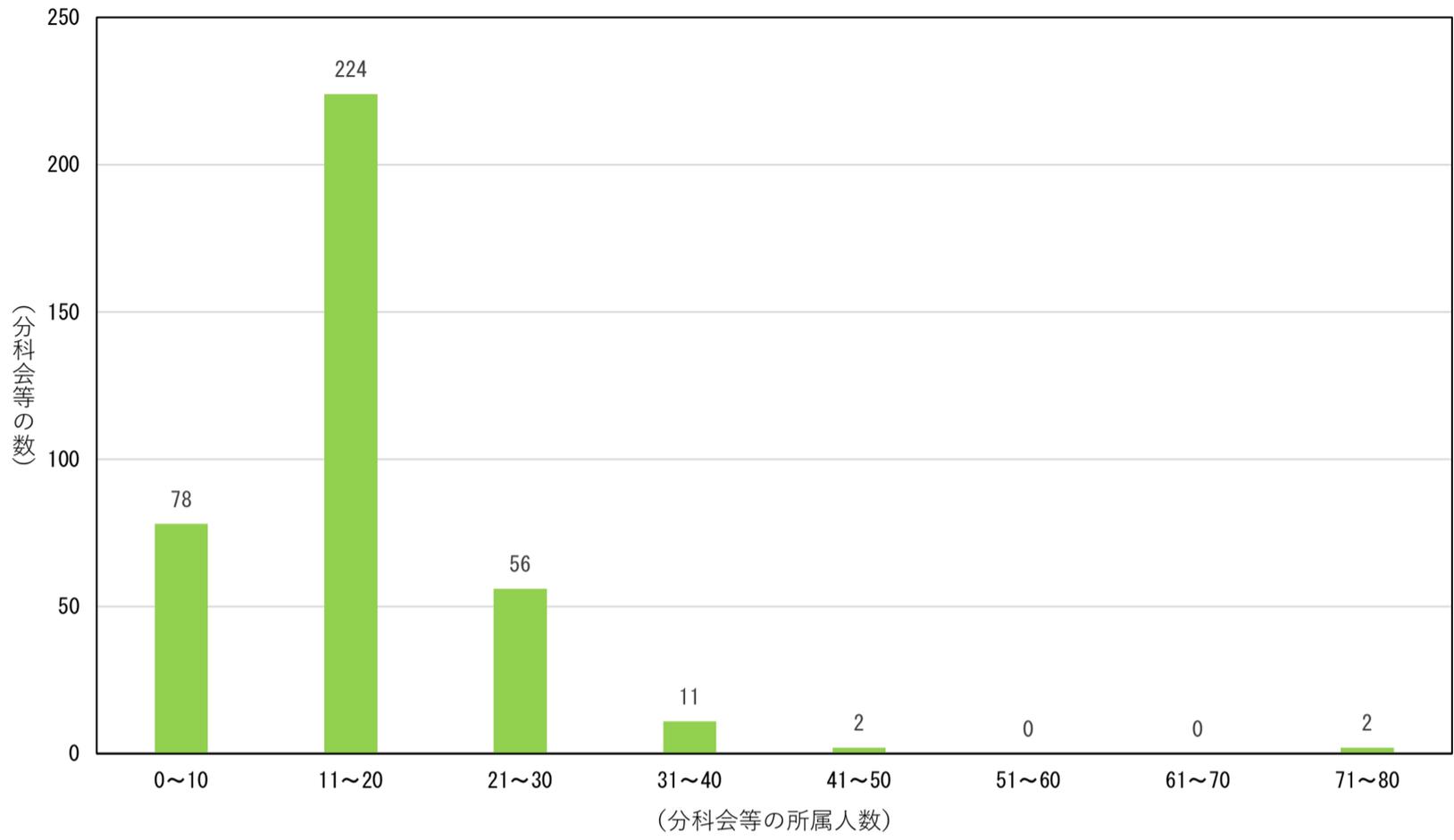
日本学術会議に置かれている会議数（第25期）

	委員会	分科会	小分科会 小委員会	計
総会	1	-	-	1
幹事会	1	-	-	1
幹事会附置委員会	5	2	-	7
連絡会議	3	-	-	3
機能別委員会	4	62*	9	75
部会	3	-	-	3
部附置分科会	-	8	2	10
分野別（第一部関係）	10	75	6	91
分野別（第二部関係）	9	87	1	97
分野別（第三部関係）	11	80	94	185
課題別委員会	9	5	4	18
若手アカデミー	1	9	-	10
地区会議	7	-	-	7
地方学術会議	1	-	-	1
計	65	328	116	509

※機能別委員会の分科会には、国際学術団体に対応するため、分野別委員会分科会等と兼ねて国際委員会に置かれている分科会（40）を含む。

（令和5年7月1日現在）

分野別委員会及びその下に置かれる分科会・小委員会の委員数



(注) 令和5年7月1日現在

所属人数31人以上の
分野別委員会及びその下に置かれる分科会・小委員会

分科会等名	分科会等の 所属人数
1 地球惑星科学委員会	76
2 機械工学委員会	76
3 地球惑星科学委員会 地球・惑星圏分科会	43
4 地球惑星科学委員会 地球・人間圏分科会	41
5 情報学委員会 ビッグデータ・センシング社会基盤分科会	39
6 臨床医学委員会 脳とこころ分科会	38
7 物理学委員会 物性物理学・一般物理学分科会	38
8 地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同 地理教育分科会	37
9 情報学委員会 環境知能分科会	36
10 総合工学委員会	35
11 機械工学委員会・総合工学委員会・土木工学・建築学委員会 合同 理論応用力学分科会 IUTAM・国際連携小委員会	35
12 材料工学委員会	35
13 総合工学委員会 未来社会と応用物理分科会	32
14 総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレー ションと工学設計分科会	31
15 地球惑星科学委員会 地球・惑星圏分科会 地球観測衛星将来 構想小委員会	31

(令和5年7月1日現在)

分野別委員会及びその下に置かれる分科会・小委員会の
委員長の属性について（第25期）

1. 委員会（30委員会）

会 員：30（100%）

2. 分科会（242分科会）

会 員：111（46%）

連携会員：129（53%）

未 選 出： 2（ 1%）

3. 小委員会（101小委員会）

会 員：11（11%）

連 携 会 員：62（61%）

会員・連携会員以外の者：24（24%）

未 選 出： 4（ 4%）

（注）令和5年7月1日現在

(関係規則)

○日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

○日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）

（学術会議の会議）

第十六条 学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。

- 2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。
- 3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（幹事会の附置委員会）

第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。

- 2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。
（委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会）

第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

○日本学術会議細則（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 146 回総会決定）

（常置の委員会の設置）

第 10 条 機能別委員会は、別表第 2 のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

- 2 分野別委員会は、別表第 3 に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

別表第 2（第 10 条関係）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第 8 条）
科学者委員会	会則第 5 条第 1 号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第 9 条第 3 項、同第 13 条第 2 項）、会員及び連携会員の退職（会則第 10 条第 2 項、同第 14 条第 2 項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること

科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3（第10条関係）

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

○日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）

（議案の提出）

第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部長
- (4) 常置又は臨時の委員会及び幹事会の附置の委員会の委員長
- (5) 発議者を含めた5人以上の会員

2 議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。

3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。

4 議案の提出者は、幹事会開催の14日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

5 会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。

（委員会の委員）

第10条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

（臨時の委員会の設置）

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。

3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第4のとおりとする。

4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(分科会の構成員)

第13条 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会)

第14条 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

(小分科会)

第15条 科学者委員会及び国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(小委員会)

第16条 常置又は臨時の委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(分科会等の長の選出の方法)

第17条 分科会、小分科会及び小委員会(以下「分科会等」という。)の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。この場合において、第12条第1項第1号及び第2号中「会長」とあるのは、「その分科会が置かれる委員会(小分科会及び小委員会の場合はその小分科会又は小委員会が置かれる分科会)」と読み替えるものとする。また、複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会の場合は、第12条第1項第1号及び同条第3項に定める各部への推薦の依頼は、原則として主体となる委員会において行うものとする。

(分科会等の議長)

第19条 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の招集)

第19条の2 分科会等は、分科会等の長が招集する。ただし、初回の分科会等は、常置の委員会の分科会等については、その分科会等が置かれる委員会の長が招集し、臨時の委員会及びその他の分科会等については、会長が招集する。

(分科会等の会議)

第20条 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条(第1項及び第5項を除く。)及び第22条の規定を準用する。

●委員会の分科会等の設置提案をする際に用いる付属様式等について

〔平成18年2月23日
日本学術会議第9回幹事会申合せ〕

改正 平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会申合せ

改正 平成29年2月24日日本学術会議第242回幹事会申合せ

委員会の運営要綱又は設置要綱を改正することにより分科会、小分科会又は小委員会を設置提案する際には、設置目的、審議事項等を明らかにするため、下記に示した様式も併せて提出することとする。

なお、設置提案の説明は、原則として設置提案者である委員長が行う。

記

(様式)

○○○委員会分科会（小分科会、小委員会）の設置について

分科会等名：_____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	
2	委員の構成	
3	設置目的	
4	審議事項	
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日
6	備考	

(参考)

【記載要領】

設置する分科会等一つにつき1枚、別紙様式の各項目を御記入の上、事務局の担当者に御提出ください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、連絡窓口となる委員会から御提出ください。

○ 分科会等名：新たに設置する分科会等の名称を記入してください。

1 所属委員会名

分科会等を設置する委員会の名称を記載してください。なお、複数の委員会の下に設置される分科会等である場合には、委員会間で調整の上、複数の所属委員会名を記載するとともに、主体となる委員会に○印を付けてください。

2 委員の構成

分科会等の委員の構成を記入してください。なお、人数については、分科会等として活動できる人数の範囲を考慮の上、記入してください。

(例) 「○名以内の会員及び×名以内の連携会員」

「○名以内の会員又は連携会員」

3 設置目的

分科会等の設置目的を200～300字程度で記入してください。

4 審議事項

分科会等における審議事項を50字以内で記入してください。なお、具体的な課題を設定して審議を行う場合は、そのことを示して報告書の作成時期についても記入してください。

(例) 「○○○○○の審議に関すること。」

5 設置期間

始期と終期を記入してください。

6 備考

その他、何か記載すべき事項がありましたら記入してください。